

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
  - 第 2 章 資金の管理（第 4 条－第 6 条）
  - 第 3 章 資金の調達（第 7 条－第 9 条）
  - 第 4 章 資金の運用（第 10 条－第 12 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の資金調達と運用に関し必要な事項を定め、その業務の安全かつ円滑、効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大会計規則（以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 資金管理とは、会計規則第 27 条第 2 項に規定する資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

第 2 章 資金の管理

（資金管理方針）

第 4 条 理事長は、安全性、流動性、効率性に基づいて資金管理を行うため、資金管理方針を作成する。

2 資金管理方針は、役員会の議を経て決定する。

（資金管理計画）

第 5 条 予算決算責任者は、前条の資金管理方針に基づき、次の各号に掲げる事項を検討し、当該年度の資金管理計画を作成する。

- (1) 短期的な資金需要に対する短期借入の必要性および資金調達に必要な事項
- (2) 長期的な資金需要に対する滋賀県からの資金借入および資金調達に必要な事項
- (3) 余剰資金の運用に必要な事項

2 前項の当該年度の資金管理計画は、年次、四半期および月次ごとに作成し、収入の種類、収納の時期および金額、支出の時期および金額その他必要な事項を明記するものとする。

3 資金管理計画を見直す場合の手続きは、前 2 項の規定を準用する。

（資金管理計画の実績報告）

第 6 条 予算決算責任者は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。

2 予算決算責任者は、資金管理計画を見直す必要があると認めたときおよび毎事業年度終了後に、資金管理の実績を理事長に報告しなければならない。

第 3 章 資金の調達

(資金調達)

第7条 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、学生納付金、寄付金、補助金およびその他の収入によって調達する。

(長期借入金)

第8条 理事長は、第5条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金の必要を認めるときは、滋賀県と協議するため、役員会に諮らなければならない。

(短期借入金)

第9条 予算決算責任者は、一時的資金の不足を調整するため、会計規則第28条に規定する短期借入れを行う場合は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定する。

#### 第4章 資金の運用

(資金の運用)

第10条 資金は、資金管理方針および資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

(資金運用の対象)

第11条 法人の資金運用の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還および利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。）および地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号。以下「施行規則」という。）第2条に定める有価証券の取得
- (2) 銀行および施行規則第3条に規定する金融機関への預金または郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託

2 資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額および期間の基準については別に定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するための必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。